

陳情第200号	受理年月日	令和6年7月29日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	市議会における門司鉄道遺構における関門景観条例の届出、および、届出に基づく下関市長に対する意見聴取などの決議等について	
要旨	<p>最近、門司区の門司鉄道遺構（以下「遺構」とする）問題で、西日本新聞、毎日新聞、読売新聞などの記事がにぎわっている。それだけでなく、門司港地区では、署名活動も盛んという話を耳にしている。</p> <p>さて、遺構の上に立つことが予定される門司港の複合公共施設の計画は、北橋前市長の時より、市議会審議等で災害の懸念がなされていた。また、門司区内で住民の多い大里地区を検討に入れないのか、という話もあった。ただ、本市議会は、建設をすると言う議決を行っており、これは、議会制民主主義として、それが覆る議決が行われるまで、なるべく尊重しなくてはならないと容易に考えられる。（ただし、それらを問題視し、そのなかで、適正に行われるデモや、署名活動、募金活動をする自由は当然に市民側にあるだろう）</p> <p>ただ、気になる点がある。それは、関門景観条例（以下「条例」とする）の届出をしているのか、という点である。また、その条例に基づき、下関市に本内容の見解を参考でも伺ったのか、という点である。</p> <p>条例は、北九州市及び下関市において、「（中略）市民が共同で受け継いでいく貴重な財産である関門景観を保全し、育成し、又は創造するために必要な事項を定めることにより、関門景観の魅力を更に高めるとともに、将来の市民に継承することを目的としています。平成13年10月に条例を制定（中略）」（関門景観協議会ホームページより）となっている。</p> <p>遺構において、報道で報じられているだけでなく、遺構の面積が、毎日新聞2024年5月16日朝刊の新聞報道によると、1,670平方メートルと、条例が10条及び14条などで届出として定めている1,000平方メートルを超えていると思われる。なお、下関市に対し、報道後の6月に照会したところ、遺構の届出等について、北九州市側が届出をしないとしているので認知していない旨のメールがあった。これを見るに、北九州市側の</p>	

(続 く)

「建設したい」という意向はひしひしとを感じるが、やはり遺構について、下関市の見解、条例の審査員の見解などを知る必要があるのではないだろうか。また、今回、遺構の記録保存が十分になされていないのではないか、という話もある。市議会の議決は、遺構の十分な記録保存を求めていると理解しているが、JR九州の管工事においては、立会のみで工事をさせたと同っており、試掘や発掘調査をしていないと同っている。仮にそうであるとすれば、十分な記録保存ができず、3Dでの精巧な復元可能な情報による表示が本当に出来るものなのか気になっている。また、10億円という土地購入代金や保存につき、イコモスという団体の会長が何かしら支援するという申し出もあるようで、それを、条例の届出から結論を出すまでに、検証することも検討してよいのかもしれない。

これらのことから、以下のとおり決議案を提出するので、ご審議いただきたい。

記

(決議案)

1、市長は、門司鉄道遺構（門司港駅関連遺構）が1,670平方メートルにも及んでおり、下関市及び北九州市両市が定める、関門景観条例が定める届出基準の1,000平方メートルを超えると判断できるものであるため、門司鉄道遺構について、これを関門景観条例の規定に基づき届出しなければならない。（仮にすでに届出をし、判断がなされたとしても、追加発掘調査の内容も不明であるため、再度その結果を追加して届出を行うよう求める）

2、仮に市長が、門司鉄道遺構が大したものではないと判断し、「当該届出に係る行為が関門景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認める」と判断したとしても、関門景観条例のパートナーである下関市長の見解を、その決定前に求めなければならない。

3、門司鉄道遺構全般について、丁寧な記録保存を求める当市議会は、1901官営八幡製鐵の流れや戸畑・小倉の製鉄技術等、地場で培った地元の高度な技術等を用いた、復元可能な保存法での遺構群の記録保存を市長に求める。また、必要に応じ市議会と予算協議を行うよう求める。